

第 22 期 第 26 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 28 年 7 月 25 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 26 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 7 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 26 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	32名
	事務局	次長 主査
	農林水産課	係長 主査 臨時

欠席者	農業委員	4名
-----	------	----

議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 91 号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について | 1 件 |
| | 議案第 92 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 3 件 |
| | 議案第 93 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 2 件 |
| | 議案第 94 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 95 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 59 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について | 1 件 |
| 第 4 | その他 | |

事務局

それでは皆様御起立をお願い致します。只今より平成28年度第26回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日、1番〇〇委員、8番〇〇委員、24番〇〇委員、37番〇〇委員より欠席の連絡をいただいておりますので御報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号 21 番〇〇委員、22 番〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第 9 1 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

議長

議案書はお手元に別冊としてお配りいたしておりますものを出していただきたいと思えます。

議案第 9 1 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

本件は、所管する市農林水産課担当職員から説明を受け、その後に質疑を取りたいと思えますのでよろしくお願ひします。

農林水産課担当説明

本日は、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いします。

4 ページの上から 6 行目の農用地面積のところでは、

88.17 平方キロメートル、45.35%となっているところを

43.09 平方キロメートル、22.16%に訂正してください。

それでは、議案第 91 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進に関する基本方針に即して、市町村が地域の実情を踏まえ

て独自に定めるものです。

この基本構想は、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、または、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定める計画です。

本年4月に愛媛県が策定している基本方針の5年ごとの見直しが行われました。これを踏まえ、市が策定している基本構想の見直しをするにあたり、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、本日お時間をいただいている次第です。

資料は、新旧対照表となっております。左側が変更後になります。下線とゴシック体になっているところが変更箇所となります。

主な見直し点は、3点です。

まず1点目は、主たる従事者の目標所得についてです。

資料5ページの真ん中から少し下になります。

国が示した算定方法に基づき、直近の本市の他産業従事者の生涯所得を従事年数で割戻して算定します。

愛媛県の目標所得を踏まえながら、周辺市町の状況と乖離しないよう検討した結果、現在の390万円を据え置くこととします。

また、新規就農青年等が目標とする所得についても、据え置くこととします。

2点目は、目標労働時間についてです。

資料はさきほど同様5ページになります。

愛媛県の他産業従事者の年間労働時間が、規模5人以上の事業所が2,050時間、規模30人以上の事業所が、2,027時間であるため、本市においても、現在の2,000時間で据え置くこととします。

3点目は、農用地の利用集積に関する目標についてです。

資料は、19ページになります。

効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、農用地を担い手へ集積していくことが重要とされており、本市においてはこれまでの集積実績に基づき目標である平成35年の集積面積を推計した結果、目標を41.6%と設定しました。

その他の変更点について簡単に説明いたします。

資料9ページ

目標営農類型一覧表の経営規模を変更しております。詳細は、12ページから18ページにあります。

資料33ページ

「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」についてです。前回の見直しから新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する内容について明記したわけですが、各関係機関や団体が連携して新規就農者を計画的かつ安定して育成していくための取組みについて、より具体的に追記しました。

また、「農地中間管理事業等の実施を促進する事項」を追加し、農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構との連携について改めて明記しました。

資料34ページ

事業名称の変更です。

また、全体として、「農業生産法人」の文言を「農地所有適格法人」に変更しております。以上で、説明を終わります。

議長

今、農林水産課の担当者より概要説明がありました。これに対しましてご質疑、ご意見がございましたら、出していただきたいと思えます。

今ございましたように、所得、金額はそのまま横並び、労働時間もそのまま横並びと説明がありました。

何でも結構でございます。

ございませんか。

委員

計画ですからいいとは思いますが、実現性といいますか、現状から比べて……。5年間の計画ですか、5年ごとに見直すということで、今までの5年間でこの右に書かれたようなことが実現できましたのでしょうか。

農林水産課担当者

この計画に謳っていることが全て実行できているとは、決して申し上げていない状況であります。ただ、新たにこの計画を5年ごとに見直しながら、なるべく計画達成に向けて各関係機関と連携しながら取り組んでいきますので、その際には農業委員さんのご協力、ご面倒をおかけするとは思いますが何卒よろしくお願ひしたらと思えます。

委員

言われることは良く分かるのですが、この所得がこれだけ必要だということは、一部の常時農業者、あるいは篤農家以外の多くの農業をやっている現状の方で、中山間の調査などもあります。松山市の所得者、要するに一般の労働者の平均所得が同じ位ですが、それが達成できている人がいますか。という調査が毎年皆さんの所にも来ると思いますが、誰もいなです。

誰もいないことをやってどうなのかと。

計画ですから構わないですが、現実から非常に離れているかと思えます。

議長

ご意見がありましたように横並びというのは、5年前の目標が達成されていないから、下げる訳にもいけないので横並びということで、当面この390万というのをなんとかクリアしていくと次のまた更に目標となるのですが、目標を達成されていないのに目標を上げて意味がないので、今回このような提示になる。

言われる意味は分かりますので、今後農林水産課の方で所得を上げるような施策を農家と一緒にやっていただくよう、お願ひをしておいたらと思えます。

他に何かございますか。

それとよろしいですか。9ページの土地利用型で、水稻・麦・露地野菜が従来16.5haが12.5ha

に。この要因は麦が大幅に減らしている。従来 9ha が麦 5ha になっている。それと柑橘・落葉果樹も大幅に減っている。ここらの要因は特に目標設定にあったのでしょうか。

農林水産課担当者

5 年前に算定した、この表を確定したときの参考資料で、収支判定なるものが、地方局毎に作成されている訳ですが、そのときの単価と今回算定したときの単価が若干変わっているというようなことで、このような面積の変動になったということでございます。

資料が手持ちにないのではっきりしたことは申し上げられないですが大きな要因は反収の変化、そのことによる面積の変動になるかと思われま。

委員

一度にこれだけの機械等をいれて、小規模経営の経営形態で一度にこれだけのことが直ぐにできるものですか。できないと思います。そんな目標をあげても。

それで所得もということになると、非常に難しいのではないかと思います。

目標を掲げないと農業はたちいかないという。

どういう設定でこのように出したのですか。

農林水産課担当者

これは、必ずこれだけの記載施設を揃えなければならない。揃えなさい。ということでございますので、これはあくまで理想の形ということ。

委員

理想と現実が非常に離れているということを言っているのです。

農林水産課担当者

いきなり一度に全部揃えるというのは難しいと思いますので、長年農業経営をしていく中で少しずつこれらの機械を揃えていただいて、目標所得を達成していただくという意味であげさせていただいている訳で、これだけの機械施設を必ず設置、用意しなければならないという意味ではございませんので、ご了解いただけたらと思います。

議長

現実とは非常にかけ離れていると思うのですが、これは国・県が示した施策であり、それを踏まえて市も計画をたてるとするとやはり水稻・麦・露地野菜経営であれば、経営面積としては 12.5ha 位のものは必要である。それを行うためにはこれらの機器、農機具が必要ということで、この位の規模を将来的に目指していかないと、特に水田を中心とする麦・露地野菜になると、先程の収入等は上げにくいということですから、そのためには農地中間管理機構等を通じて農地の集積等も行っているということとして、農業で経営をしていこうとすると最低でもこれくらい規模のものを将来的にも目指していかないとなかなか自立はできないという数字になろうと思いますので、今の自分達がやっている農業と直に比較すると、かけ離れていることになろうかとは思いますが。

委員

農地中間管理機構についてわたしの認識が少ないのですがこれはどういうものですか。

農林水産課担当者

農地中間管理機構について、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、H26年度から農地の集積、集約化を促進するために全国統一して始まった訳ですが、簡単に言いますと、農地の借り手の方を登録して、農地を貸したいという申し出がありましたら農地を集積、集約化に繋がるようにして借り手を選定して、県に組織してある農地中間管理機構を通じて農地の貸借をしていくということでございます。

ただ、農地中間管理機構の事務局が県にある訳ですが、県が借り手と貸し手のマッチングをしていただく訳ではなく、あくまで地元で相談して、なるべく農地の集約化に繋がるように貸したい人の農地が出た場合その近くの担い手さんが借りていくといった、調整をして地元で相談して決まったものを農地中間管理機構で貸借するというのが実際の流れでございます。

農地を貸したいのだが、借り手をきめてもらえないか。といったところで動いてくれる訳ではなく、地域の人・農地プランといった集落の話し合いで決めていただけていくことが、中間管理機構進めていく上では一番重要ことになるかと思っておりますので、もし本格的に集約化を目指されるようでしたら、地域での話し合いをする体制を十分に整えていただけたらと思います。

議長

当初、農地中間管理機構というのは、耕地整理、ほ場整備までするというので肝いりして出てきたのですが、借り手の決まったものに関しては、農地中間管理機構を通じて貸し出していくという現在はそういうシステムです。

もともと東北・北海道といった水田地帯を中心に考えられた制度でして、特に愛媛のような果樹地帯にはそぐわない面がある。

伊予市の場合も特に旧伊予市とか水田地帯を中心に先ず、人・農地プランを作る。更にそれでだめなので、それぞれの地域で協議会をつくる。そこで、借り手と貸し手でお互いに、借り手はないかということで、今は、人・農地プランで作った協議会を中心に地域ごとにやっていたというのが現状です。

もう一ついくと、今、説明があったように農地の交換等をしていくのが要するに次のステップなのですが、そのレベルまでには至っていないのが現状でして、今後の課題は集約の中で効率化を図っていくためには、農地の交換等をして効率を上げていくというのが今後の課題になるかと思っています。

果樹地帯は、水田地帯と少し違っていますので農地中間管理機構といってもピンとこないのではないかと思います。

事務局

若干補足説明をさせていただきます。

基盤法に関します基本構想というのがどの自治体も今回概ねには、法律が変わったことによつての言葉であつたり、団体であつたりするもの名称を変えていったところが1点。

農業状勢も目まぐるしく変わるといふ観点から基本の営農類型でありますとか、基本の理想の形を構想として定めさせていただいているものでございます。

ちなみに、会長から補足でご説明がありましたように、県の指針に従ひまして平均所得を割り出したときに400万を超える金額がでてまいりました。農業所得に関してのご意見は先程皆様方からいただきましたとおり、それだけの所得をあげるという農業形態というのは、どれだけのものなのかということを見ましまして、指標よりも少ない前回の数字を据え置きにさせていただいております。

認定農業者に関しましては、改正農業委員会法の関係でも新たに過半を占めなければならないように、いろいろな形を変えて各農業施策であるとか、そういった中に反映させようと国の方は今いろいろな施策をうっています。ですがH18年合併をした当時には、基本構想に掲げる農業所得は600万という数字が分かりました。それを少しでも現実にそぐうような形で指標に手を加えながら金額を下げてきているようなこととございます。

今回承認いただいて、ご意見をいただいたなかで県の方に協議をかけていくのですけれども、道後平野の一環の中であまりにも他市と会議した数字というのはこちらとしても進達ができないというようなことで、前回と同様の金額で据え置いているということとご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

今、事務局からありましたように、そういう経緯もあるようでございますので。

そのほか何かご意見、ご要望はありますか。

委員

個人的な質問になりますが、先程の1人当たり390万。表を見ましたら、補助従事者2人いるのですが、これは3人分の所得がないとおかしいのですか。1人分なのですか。補助は補助なのですか。

この表では、主たる従事者1人、補助従事者2人とあります。所得は1人当たりとありますが、何人分の金額ですか。

農林水産課担当者

主たる従事者1人当たりの390万です。

委員

では、補助は補助というだけで、補助の人数は考えないでということと。

農林水産課担当者

はい。そうです。

委員

それでは、所得にならないのではないですか。
補助にもお金を払わないといけないでしょう。

農林水産課担当者

補助の人の分を引いての金額になります。

議長

補助の方の手当てを払って、主たる経営者の収入が 390 万ということです。

委員

先程、農機具等を全部一度に揃えなさいというわけではということはあるのですが、揃った段階で、12ha 位の水稲・麦・露地野菜で計算してみたのですか。390 万所得が残るのですか。

農林水産課担当者

収支判定の資料がござましてそれで計算して 390 万という数字を出しております。

委員

これだけ揃えるとなると、次々に農機具を替えないといけなくなりますよ。
水稲はお金にならないから、野菜で儲けるのではないの。
水稲じゃないの。野菜で儲けるのはまた別の話ではないの。

議長

これは水稲・麦・露地野菜の合計になっています。

委員

水稲・麦はとんとん。それで野菜が殆どになる。
機械代差し引いたら水稲は・・・。

議長

ということですので、いろいろとご意見はあるかと思いますが。
議案第 91 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 91 号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして議案書へ戻っていただきまして、議案書 2 ページをお開きください。

■議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第92号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

譲渡人	兵庫県尼崎市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇〇
申請地	下三谷字田ノ浦池尻	田	外1筆
譲受人の耕作面積	11,518.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長。

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。この方はお父さんも亡くなっていて、従兄弟半という形です。譲受人の〇〇さんが現在も世話をしている状態で、買いたいという話ができただけだと思います。

新宅母屋になりますので、理想的な売買だと思います。よろしく願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇
申請地	上三谷字客池下	田	
譲受人の耕作面積	21,270 m ²		

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の種類等 売買による所有権移転

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲受人の〇〇さんにつきましては、見てもらったら分かるように、既に耕作面積が、21.270㎡あります。どちらかといえば買いたくはないというようなことではあります。

部落で田を借りておまして、7,8年前に譲渡人の〇〇さんにお返しをしたところその方は機械も何も持っていないので、管理ができないので放任状態にしておりました。それで部落の総代さんが2年程は草刈をして、日当は出してもらいますが、他人に迷惑がかかるので、管理はさせてくださいとって話しができて世話をしていましたが、このような状態ではいけないと、いろいろ話しておりました。

今の区長さんにもはなしを聞いてみると、松前の方、誰かに売りたいという話が出ていたようです。松前の方同士の売買になりますと、もし農地として使われなかった場合に困りますので、できたら部落の隣接地の方に買ってもらったということ、譲受人〇〇さんは面積も沢山ありますし、喜んでというわけではなく、無理をして買ってもらったようです。

そのようなことで話ができたようですので、よろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

委員

同じ〇〇さんですが、身内ではないのですね。

地元委員

身内ではないです。

議長

他に何かございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字久保	田	
譲受人の耕作面積	21,830 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長。

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。譲渡人〇〇さんと譲受人〇〇さんの土地は上下になりまして。譲受人〇〇さんの土地に入るためには、譲渡人〇〇さんの土地の横を通って行かなければならない。譲渡人〇〇さんの土地は、譲受人〇〇さんの田から水を通してもらわなければならない。譲受人〇〇さんの土地から直ぐ譲渡人〇〇さんの田になっています。松山ですし譲渡人〇〇さんの方から申し出があったようでございます。以上です。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして3ページをお開きください。

■議案第93号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第93号農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申請人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
-----	--------	----	----

土地所有者	中山町佐礼谷	〇〇 〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑
転用目的	植林	

この件に関しては、申請地説明図の（１）～（３）をご覧ください。

申請人は、現在 79 歳で以前は申請地にて栗を栽培しておりました。

高齢化に伴い足腰が悪くなり耕作が困難となったため、耕作放棄地の発生を防ぐ目的で、農地転用許可を受けることなく平成 25 年 3 月に檜を植林しました。

申請地は、中山町佐礼谷榎峠集落に位置する農地と山林が混在した所の白地農地であり、東側に向かって標高が高くなる急傾斜面の 10ha 未満の農地広がりがない第 2 種農地と判断されます。

今回は、昨年実施した農地利用状況・意向調査等の確認を踏まえ、申請人から違反転用状態を是正するため転用許可申請を受付けたものであります。

以上、申請内容について審査した結果、既に転用行為がなされており、周辺の農地に係る営農条件等に支障が生ずる恐れは無いと考えられます。

議長

番号 1 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

申請がありまして現場を確認に参りました。

昨年、農地利用調査で、植林がされていると確認しているのですが、この土地は、以前はみかんを作っていて、みかんが暴落したときの補助金をもらって伐採して、その後キウイフルーツと栗を作っていたのですが、本人が非常に高齢になってきたことと、以前に病気をしまして、体の調子も今まで通りできないということでした。

図面で見ると限り平坦のように見えますが、実際、石を落とせば下の国道まで転げ落ちてしまうような急傾斜であり、高齢になっているし、足腰も弱ってきて耕作できないので植林をしたのだが、利用意向調査の通知がきたので、転用の許可申請をしたいということ、今も少し自家用で植えていた栗、キウイフルーツも切ってしまうと新たに植林したいので、全体的に植林の許可転用をお願いしたいということでした。

それと図面の左側のところに畑となっていますが、こちらも以前はみかんを作っていたようなのですが補助金をもらって伐採した後は、全く手入れをしておらず、20 年から 30 年経ったような状況で、どうして大型の重機も入らないし、もう畑にすることはないだろうということで、申請農地に植林の影響はないだろうということで印鑑を押しましたので、許可をお願いしたいと思います。

議長

番号 1 につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申請人	上吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川字白水	田	
転用目的	露天駐車場		

申請地説明図の(4)～(7)が関係資料となっています。

申請人は、自宅居住地の周囲が高い擁壁で囲まれており自動車の駐車場を確保することができず、また、昭和49年に申請地の南側に倉庫を建築したことにより日当たりが悪くなり、水稻栽培耕作を目的とした農地利用が困難となり自己及び家族の所有する車輛の駐車場として昭和50年頃から供用していたものです。

申請地は、上吾川で市道下吾川上野線の北側に位置する白地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道からの支線に接続する道路交通の安全確保の観点から自家用車輛等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

先程ご説明していただいとおりでございます。

〇〇さんの長男・次男が〇〇さんの家の周りに集合してくるということで、こういうことが生じてきています。

次のページの分家住宅と絡んで申請をしたいということでございます。

議長

番号2につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして4ページをお開きください。

■議案第94号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第94号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

使用貸人	上吾川	〇〇	〇〇
使用借人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上吾川甲白水	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権	設定	

申請地説明図の(8)～(11)が関係資料となっています。

使用借人は、現在借家住まいであります。手狭になり生活不便を解消するため、用地を検討選定した結果、祖父所有の当該農地について使用貸借の話がまとまり、分家住宅を建築することを計画し農地転用を行うものです。

申請地は、上吾川で市道下吾川上野線の北側に位置する白地農地であり、10ha未滿の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれ無しと考えられます。

議長

議案第94号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございます。

分家住宅のための駐車場及び侵入路ということでして、先程間違えて説明いたしました。お孫さんです。孫さんの分家住宅を建てるとのことですので、よろしくお願いたします。

議長

議案第94号につきましてご質疑ご意見はございませんか。

委員

県道からの進入路は確保できているのですか。

事務局

5 ページの航空写真を見ていただくと、中段の少し下のところに東西に東に向けて少し上がっている道路が市道上吾川上野線です。そこから申請地で矢印のところに、繋がるために倉庫があります。倉庫の右側に道路が通っていますが、ここは中心線から 2m 後退しなければならない 2 項道路で、現況は乗用車 1 台がようやく通れる道幅でございます。建築基準法の規定によりますと、中心線より 2m 控えなければならないというのは、緊急車両が進入できないと困る等という点で、これをクリアしていれば道路は一定の基準を満たしてくるというわけです。

11 ページの図面の土地利用計画をご覧ください。家が建つところは、左側の台形のようなところの農地になります。そこから 2m の道が東向いて伸びていくこの道がないと道路に接道条件を満たすことができないということで、道を分筆して付けているということです。ここを通って家には出入りをすると。コの字にならないと市道に向いては接続ができないという状態になっています。大きな車でも、隅切りをとって転回可能な状態にして幅を確保しているという状態でございます。

委員

そうしたら、ぎりぎりある訳ですか。

事務局

はい。ぎりぎりでございます。

軽車両ではありますが、現地に行ってみました。東側に〇〇さんのご自宅ありますが、擁壁の立ち上りが高いので狭くは感じますが、市道から北側に入っていったら、中は田で少し開けていますので露天駐車場の部分とあわせますと中ではゆったりとした車両転回に支障がないような状態になっております。

委員

入り口の 4m なくても倉庫が〇〇さんの土地だからいいのですか。

事務局

倉庫はもちろん〇〇さんの土地でなくても道路自体は中心線から 2m、幅員 4m 実際はあるのです。

道幅、入り口は 4m あります。

議長

市道が 4m あって、それに住宅を建てるところに 2m で接続したので建築許可が下りたのです。この 2m がなければ建築許可は下りないのです。そういうように理解していただけたらと思います。

水路などがあっても同じことが言えます。2m のものを、4m 以上の道路に接続してその土地を引っ付けていかなければ建築許可は下りないということなのです。

2m で 4m の道路にくっ付けたので建築許可が下りた。ということでご理解いただけたらと思います。

事務局

委員さんがおっしゃりたいのは、下吾川上野線が 4m あってそこから南北に通っている道が 2 項道路になっているが、実際は 4m ないであろう。といわれているのだと思います。中心線から 2m 後退しないといけないというのは建築基準法の適用を受けて後、〇〇さんが今度建替えの時には、この擁壁を道路中心から後ろへ 2m 控えて建替えて下さいということで、現状は実際狭いです。倉庫と〇〇さんの自宅の擁壁の間は 4m ございません。南北の道は 4m ない道です。ただ今度新たに建替えの時は、4m を確保していかなければならないという道路の指定は受けてはいますが現状は狭いです。道は狭いですが、車が通らないという訳ではないです。

委員

南北の道は 2m40cm しかないのですか。

事務局

現況測定座標からいきますと幅員 2m40 cm もしくは 2m42cm といったところですよ。

委員

地図上の土地の面積、9 ページの地図では〇〇〇〇番〇は 607 m²になっています。議案書の 4 ページでは地番が違っているのかもしれませんが 418 m²とあります。地図と転用面積の数字が不整合ではないかと思うのですが。

事務局

607 m²というのは、6 月に分筆登記されまして、法務局からの情報提供を受けているのが 3 ヶ月に 1 回くらいで、航空写真の表示が少し古い内容になっています。この表示でいいますと、露天駐車場と説明の北側の田への侵入するための通路の部分とまとめて 607 m²あるという表現になっております。

そして、分筆された後に分家住宅として開発許可をとっていかようとしている面積が 418 m²に残ったということになっていますので、607 m²については、北側の田と露天駐車場を含めた分筆前の面積を表現している訳でございます。

議長

他にございませんでしょうか。

議案第 94 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 94 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて 5 ページをお開きください。

■議案第 95 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第 95 号伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘字東谷宮ノ瀧		畑
転用目的	植林		

申請地説明図の（12）～（14）が関係資料となっています。

申出地は、申出人の父が耕作していたが、20 年以上前から父の体力的理由から耕作ができなくなり、その後も後継者が居なかったことから現在では杉林となっております。

周辺の山林と一体化した状態で、農地としての復旧は難しく、今後は森林組合などの協力を得て山林として管理するために地目を山林に変更する必要があり、是正手続きとして、農振除外の申請に至ったものであります。

申出地は、双海町の山間部に位置し、農地と山林が混在した所であり、西側に向かって標高が高くなる傾斜面の 10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件について、代替地が無い。周辺農地への影響が無い。担い手への影響も無い。付帯施設への影響も無い。土地基盤整備事業の実施も無い。

既に植林後 20 年以上経過しているため今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

議案第 95 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明していただいたようなことでございまして、私の方からは無いのですが、木

も太ってきてどちらにしてもいけないということで、農振除外の申し出が行政書士を通じましてありましたので、印鑑を押しました。以上です。

議長

議案第 95 号につきましてご質疑ご意見はございませんか。

議案第 95 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 95 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6 ページをお開きください。

報告事項に進みたいと思います。

第 3

■報告第 59 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 59 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

貸出人	灘町	〇〇 〇〇
借受人	伊予郡松前町	(有)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇
届出地	上吾川字円台	田
解約事由	双方合意	
権利の種類等	使用貸借権設定(基盤法)	

議長

報告第 59 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

第 4

■その他

事務局

- ・農地法第4条、第5条許可申請の許可状況の報告について
- ・農業委員会憲章について
- ・平成28年度市町農業委員研修会について
- ・平成28年度農地利用状況調査について
- ・次回の開催日程について

議長

以上で第26回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には、適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第26回7月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同御起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 15時 15分 閉会)